

特定非営利活動法人囲む会ヘリオフrend定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人囲む会ヘリオフrendという。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を大阪府高槻市安岡寺町に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、「老いても、障害をもっても、住み慣れたこの町で心豊かに不安なく毎日を過ごせるよう住民相互で支え合おう」という意図で設立された、高槻市住民を対象とした地域扶助型ボランティア組織であって、以下を目的とする。

- 1) 高齢者及び障害者等の福祉の増進、心身の健康維持と自立生活への支援
- 2) 地域の医療と福祉にかかわる啓発
- 3) 地域の活性につながる支援

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は第3条の目的を達成するために、特定非営利活動として、次の種類の活動を行う。

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動
- 4) 子どもの健全育成を図る活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係わる次の事業を行う。

- 1) 介護保険法に基づく訪問介護の居宅サービス事業
- 2) 高齢者及び障害者等に対する介護保険法適用外の家事援助、訪問介護、配食サービス、その他身近ならびに社会的援助などに係わる事業
- 3) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障がい福祉サービス事業及び地域生活支援事業
- 4) 乳幼児などの一時預かり及びベビーシッター
- 5) 医療、福祉、環境などに関する研修会及び講演会ならびに健康維持増進に関する勉強会の開催

- 6) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- 7) 福祉・介護に関する補助事業及び委託事業
- 8) 会報、その他の出版物の刊行
- 9) その他、目的達成のための諸活動

第3章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 1) 正会員： この法人の目的に賛同して入会した個人、又は団体
- 2) 賛助会員： この法人の目的に賛同して寄付、支援などを行う個人、又は団体

第7条（入会）

会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を理事長に提出する。

第8条（年会費）

会員は、総会において別に定める金額の年会費を納入しなければならない。

第9条（会員資格の喪失）

次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 本人が死亡したとき。
- 2) 第10条の規定により、退会に至ったとき。
- 3) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。また、年会費を1年以上滞納した者は、退会したものとみなすことができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て、除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 定款、その他諸規定又は総会の議決に違反したとき。
- 2) この法人の目的、趣旨に反する行為があったとき。
- 3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき。

第12条（抛出金品の不返還）

会員が納入した入会金、年会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

第4章 役員及び組織

第13条（役員）

1. この法人に次の役員を置く。
 - 1) 理事5名以上10名以内
 - 2) 監事1名以上2名以内
2. 理事のうち1名を理事長、2名ないし3名を副理事長とする。

第14条（選任）

1. 理事及び監事は、総会において選任する。
2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする
3. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

1. 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。
2. 副理事長は、理事長を補佐する。理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により副理事長が理事長の職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、法、定款その他諸規定の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - 2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の開催を請求すること。

第16条（任期等）

1. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第17条（欠員の補充）

理事又は監事のそれぞれ三分の一以上が欠けたときは、これを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の承認を経てこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、承認する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 身心の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条（報酬等）

1. 役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の三分の一以下とする。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
3. 役員の報酬及び費用の支弁に関する必要事項は、総会の議決を経て定める。

第5章 会議

第20条（種類及び開催）

1. 会議は、総会及び理事会とする。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催する。
3. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めたとき。
 - 2) 正会員総数の五分之一以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
 - 3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
4. 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、毎年2回以上開催するものとする。
 - 1) 理事長が必要と認めたとき。
 - 2) 理事総数の三分の一以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
 - 3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

第21条（構成）

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。

第22条（招集）

1. 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、第20条第3項第2号の規定により請求があった場合、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
3. 総会の招集は、正会員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

第23条（会議に付議すべき事項）

1. 総会において、下記の事項を議決する。
 - 1) 役員の選任及び解任
 - 2) 年会費の額
 - 3) 事業計画及び収支予算
 - 4) 事業報告及び収支決算
 - 5) 定款の変更
 - 6) 第19条第3項に規定する役員の報酬及び費用の支弁に関する必要事項
 - 7) 解散及び合併
 - 8) 長期借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - 9) 前各号のほか、理事会により付議された重要事項
2. 理事会は、この定款に規定する事項のほか、次の事項を議決する。
 - 1) 総会で議決した事項の執行に関する事
 - 2) 総会に付議すべき事項
 - 3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第24条（議長）

総会及び理事会の議長は、出席した理事のうちから理事長が指名する。

第25条（定足数）

会議は、総会にあっては、正会員総数の三分の一以上、理事会にあっては、理事の三分の二以上の出席がなければ開会することができない。

第26条（議決）

1. 議事は、第42条及び第43条第2項に規定する場合を除き、会議出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
2. 総会にあたり、正会員は、あらかじめ通知された事項についての議決権の行使を書面をもって行い、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。また、理事会にあたり、理事は、あらかじめ通知された事項についての議決権の行使を書面をもって行い、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。
3. 前項の場合における前条の規定については、その会員又は理事は出席したものとみなす。
4. 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

第27条（議事録）

1. 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1) 開催日時及び場所
 - 2) 総会にあつては、正会員数、出席者数（書面表決者又は表決委任者数を付記）。
理事会にあつては、理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者にあつては、その旨を付記）
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び当該会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第6章 運営組織及び運営

第28条（運営組織）

本会に、事務局、介護保険部会、ヘリオ部会及び地域部会を置く。

第29条（事務局）

1. 事務処理を円滑に行うため、事務局に職員を置くことができる。
2. 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、事務局手順書で定める。

第30条（介護保険部会）

介護保険部会の組織及び運営に関しての必要事項は、理事会の議決を経て、介護保険部会手順書で定める。

第31条（ヘリオ部会）

ヘリオ部会の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て、ヘリオ部会手順書で定める。

第32条（地域部会）

地域部会の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て、地域部会手順書で定める。

第7章 資産及び会計

第33条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2) 入会金及び年会費
- 3) 事業収入
- 4) 寄付金品
- 5) 資産から生ずる収入
- 6) その他の収入

第34条（長期借入金）

この法人は、総会の議決を経て、長期借入金を借り入れることができる。

第35条（資産の管理）

この法人の資産の管理は、理事長が理事会の定めるところにより行う。

第36条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第37条（会計の原則及び区分）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第38条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第39条（事業計画及び予算）

1. この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。
2. 予算の超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
3. 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

第40条（暫定予算）

前条1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

第41条（事業報告及び決算）

1. 理事長は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を毎事業年度終了後速やかに作成し、監事の監査及び総会の承認を経て、3ヶ月以内に所轄庁に届けなければならない。
2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び解散

第42条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会出席者の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第43条（解散）

1. この法人は、法令の定める場合に解散する。
2. 総会の決議に基づいて本会を解散する場合は、総会出席者の四分の三以上の多数による議決を経なければならない。

第44条（残余財産の処分）

本会が解散するときの残余財産の帰属先は、法第11条第3項各号に掲げるもののうちから、解散を議決する総会の議決を経て選定する。

第9章 公告の方法

第45条（公告）

この法人に必要な手続きについての法に定める公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

第46条（細則等）

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則又は手順書で定める。

付則

1. この定款は、法人成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費： 2,000円
年会費：一口 10,000円
3. この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、法人成立の日から2003年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第39条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の役員は次に掲げる通りとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から2004年5月31日までとする。
理事長：古本 喜子 副理事長：中嶋 啓子、山本 泰代、成田 晃
理事：田中 壽秋、藤原 剛、山本 禎子、平林 真智子
監事：中嶋 久矩 今西 全代

特定非営利活動法人囲む会ヘリオフrend
理事長 古本 喜子

これは、当法人の定款である。

大阪府高槻市安岡寺町一丁目 20 番 3 号
特定非営利活動法人 囲む会ヘリオフrend
理 事 赤塚 章子